

社援発 0328 第 26 号  
平成 31 年 3 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について

標記については、平成 30 年 3 月 28 日社援発 0328 第 5 号本職通知の別紙「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

小規模法人のネットワーク化により協働推進事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県<u>又は市（特別区を含む。）</u>（以下「都道府県等」という。）及び都道府県等が認めた団体とする。 なお、都道府県等が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することも差し支えない。 また、都道府県等が適当と認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県等を通じた間接補助により補助金を交付する。</p> <p>3. 事業内容 本事業においては、地域の実情に応じて、以下に掲げるような取組を行うものとする。 ただし、（１）に掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。 （１）法人間連携プラットフォームの設置</p>	<p>別紙 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、<u>指定都市、中核市</u>（以下「都道府県等」という。）及び都道府県等が認めた団体とする。 なお、都道府県等が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することも差し支えない。 また、都道府県等が適当と認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県等を通じた間接補助により補助金を交付する。</p> <p>3. 事業内容 本事業においては、地域の実情に応じて、以下に掲げるような取組を行うものとする。 ただし、（１）に掲げる取組は必ず行わなければならないものとする。 （１）法人間連携プラットフォームの設置</p>

実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下の（２）から（５）に掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

なお、プラットフォームの対象地域については、必ずしも都道府県等の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。

また、ここでいう小規模法人とは、１の法人において１の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、概ね 10 法人程度以上とすることを基本とするとともに、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

（２）（略）

実施主体に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下の（２）から（４）に掲げる取組内容の企画、当該取組に係る実施方法の検討、取組状況の検証等を行うものとする。

なお、プラットフォームの対象地域については、必ずしも都道府県等の全域を対象としなければならないものではなく、実施主体において定める地域を対象とすることも差し支えない。

また、ここでいう小規模法人とは、１の法人において１の施設又は事業所のみを運営しているような法人を指すものであり、プラットフォームには、可能な限りこうした法人を参画させなければならないものとするが、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。

このほか、参画法人については、概ね 10 法人程度以上とすることを基本とするとともに、社会福祉法人に限らず、営利法人や公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、介護福祉士養成施設等の人材養成機関や保健医療機関など、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

（２）（略）

(3) 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

(2) の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

ア 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施

イ 人事交流の推進

ウ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催

エ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言

オ 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組

カ 共通の人事考課、賃金テーブルの作成に関する専門家からの助言

キ 合同福利厚生事業の実施 等

(4) 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進

参画法人の経営労務管理体制の効率化を図る観点から、報酬請求や職員採用、資材の購入等の事務を共同で処理するための別法人を立ち上げ、当該法人に参画法人がこれらの事務を委託するなどを通じて、事務処理部門の集約・共同化のための取組を推進する。

なお、ここでいう「事務を共同で処理するための別法人」とは、法人格は問わないものであるとともに、本取組の実施に当たっては、別法人を立ち上げるための準備に係る取組等も含めて差し支えない。

(3) 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進

(2) の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、次に掲げるような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

ア 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施

イ 人事交流の推進

ウ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催

エ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言

オ 食事提供の一体実施などサービス提供・事務処理体制の効率化のための取組 等

(5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

#### 4. 国庫補助基準額等

本事業の国庫補助基準額は、1のプラットフォーム当たり4,000千円以内を基本とするとともに、次表に掲げる実施主体区分ごとに、それぞれ掲げる箇所数（間接補助により行う場合を含む。）を基本とすること。

また、3の（4）に掲げる事業に取り組む場合には、その立ち上げに際して、1のプラットフォームにつき1回に限り、3,200千円以内を加算できるものであること。

なお、補助対象経費については、交付要綱に定めるところによるものとするが、補助対象となる事業内容については、3の（1）から（3）までにあつては、プラットフォームの運営に係る会議の開催経費や地域課題の把握のための調査経費、協働事業の実施に必要な資材の購入費、専門家からの助言に係る謝金、合同研修会や合同面接会の開催経費等が、（4）にあつては、事務処理部門の集約・共同化に必要な事務室の確保に係る経費や事務機器の導入に必要な経費等が想定されるものであること。

なお、国庫補助率は定額とする。

(4) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

#### 4. 国庫補助基準額等

本事業の国庫補助基準額は、1のプラットフォーム当たり4,000千円以内を基本とするとともに、次表に掲げる実施主体区分ごとに、それぞれ掲げる箇所数（間接補助により行う場合を含む。）を基本とすること。

なお、国庫補助率は定額とする。

実施主体区分	プラットフォームの箇所数	実施主体区分	プラットフォームの箇所数
都道府県	<u>5</u> 箇所程度	都道府県	<u>3</u> 箇所程度
指定都市	<u>3</u> 箇所程度	指定都市	<u>2</u> 箇所程度
中核市	<u>2</u> 箇所程度	中核市	<u>1</u> 箇所程度
<u>一般市（特別区を含む。）</u>	<u>1</u> 箇所程度		